

青警本保第1021号  
平成27年12月24日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の施行について（通達）

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年青森県条例第67号）が平成27年12月16日に公布され、平成28年6月23日から施行されることとなった。

新たに許可制とする特定遊興飲食店営業の事前申請に係る事務については、平成28年3月23日から施行されることとなった。

本改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）が平成28年6月24日に公布され、新たに許可制とする特定遊興飲食営業に関する規定が整備されたことに伴い、特定遊興飲食店営業の許可等に係る手数料について規定するため改正するものである。

特定遊興飲食店営業の許可等に係る手数料の額については、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年1月21日政令第16号）で定める標準額に従って規定するものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 新たに手数料を徴収する事務

ア 特定遊興飲食店営業の許可に関する事務（第1条第1項第10号）

イ 特定遊興飲食店営業の許可証の再交付に関する事務（第1条第1項第11号）

ウ 特定遊興飲食店営業の地位の承継の承認に関する事務（第1条第2項第12号）

エ 特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更の承認及び特定遊興飲食店営業の許可証の書換えに関する事務（第1条第1項第13号）

オ 特例を受けるべき特定遊興飲食店営業者の認定及び特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付に関する事務（第1条第1項第14号）

カ 特定遊興飲食店営業の営業所の管理者に対する講習に関する事務（第1条第1項第15号）

(2) その他の改正内容

ア 第2条関係別表の条ずれ修正

イ 特定遊興飲食店営業の許可等に係る手数料

3 その他

青森県報及び新旧対照表を添付する。

担当 保安課営業係

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 法第三条第一項の規定による風俗営業の許可に関する事務</p> <p>二 法第五条第四項の規定による風俗営業の許可証の再交付に関する事務</p> <p>三 法第七条第一項、第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定による風俗営業者の地位の承継の承認に関する事務</p> <p>四 法第九条第一項の規定による風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更の承認及び同条第四項の規定による風俗営業の許可証の書換えに関する事務</p> <p>五 法第十条の二第一項の規定による法第六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例を設けるべき風俗営業者（以下「特例風俗営業者」という。）の認定並びに法第十条の二第五項の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付に関する事務</p> <p>六 法第二十条第二項の規定による遊技機の認定及び同条第四項の規定による遊技機の型式の検定並びに同条第五項の規定による当該認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）及び当該検定に必要な試験（以下「型式試験」という。）に関する事務</p> <p>七 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定による遊技機の変更の承認に関する事務</p> <p>八 法第二十四条第六項の規定による風俗営業の営業所の管理者に対する講習に関する事務</p> <p>九 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による性風俗関連特殊営業の営業等の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付に関する事務</p> <p>十 法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可に関する事務</p> <p>十一 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付に関する事務</p> <p>十二 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の地位の承継の承認に関する事務</p> <p>十三 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更の承認及び法第三十</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項の規定に基づき行う同法による改正後の法（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可に関する事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 法第三条第一項の規定による風俗営業の許可に関する事務</p> <p>二 法第五条第四項の規定による風俗営業の許可証の再交付に関する事務</p> <p>三 法第七条第一項、第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定による風俗営業者の地位の承継の承認に関する事務</p> <p>四 法第九条第一項の規定による風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更の承認及び同条第四項の規定による風俗営業の許可証の書換えに関する事務</p> <p>五 法第十条の二第一項の規定による法第六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例を設けるべき風俗営業者（以下「特例風俗営業者」という。）の認定及び法第十条の二第五項の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付に関する事務</p> <p>六 法第二十条第二項の規定による遊技機の認定及び同条第四項の規定による遊技機の型式の検定並びに同条第五項の規定による当該認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）及び当該検定に必要な試験（以下「型式試験」という。）に関する事務</p> <p>七 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定による遊技機の変更の承認に関する事務</p> <p>八 法第二十四条第六項の規定による風俗営業の営業所の管理者に対する講習に関する事務</p> <p>九 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による性風俗関連特殊営業の営業等の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付に関する事務</p>

一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換えに関する事務

十四 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定による法第三十一条の二十三において準用する法第六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例を受けるべき特定遊興飲食店営業者（以下「特例特定遊興飲食店営業者」という。）の認定並びに法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付に関する事務

十五 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所の管理者に対する講習に関する事務

第二条～第五条 〔略〕

附則

（施行期日等）

- 一 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 二 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

三 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

四 〔略〕

附則（平成十八年条例第四十八号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附則（平成二十五年条例第三十三号）

一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

二 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年条例第六十七号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第一条第二号に規定する日から施行する。

附則（平成二十七年条例第六十七号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）施行の日から施行する。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	名称	区分		金額
		ばちんこ屋	営業所に設置する遊技機にの期間を	
一 法第三十三条第一項の規定による風	風俗営業許可申請手数料	又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	営業所に設置する遊技機にの期間を限って営	三月以内 一万五千元

第二条～第五条 〔略〕

附則

（施行期日等）

- 一 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 二 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

三 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

四 〔略〕

附則（平成十八年条例第四十八号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附則（平成二十五年条例第三十三号）

一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

二 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年条例第六十七号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第一条第二号に規定する日から施行する。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	名称	区分		金額
		ばちんこ屋	営業所に設置する遊技機にの期間を限	
一 法第三十三条第一項の規定による風	風俗営業許可申請手数料	又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	営業所に設置する遊技機にの期間を限	三月以内 一万五千元

		俗営業 の許可 を受け ようと する者	に関する法律 施行令（昭 和五十九年 政令第三百 十九号。以 下「政令」 という。）	認定を受けた 遊技機以外の 遊技機（以下 「未認定遊技 機」という。	（がない場合	三月以内	二万五千元に、 二千八百円（法 第二十条第四項 の規定による遊 技機の型式の検 定を受けた型式 に属する未認定 遊技機以外の未 認定遊技機（以 下「特定未認定 遊技機」という ）がある場合 にあつては、五 千六百円に当該 特定未認定遊技 機が属する型式 の数を二千四百 円に乗じて得た 額を加算した額 ）を加算した額 に、未認定遊技 機一台ごとに四 十円（特定未認 定遊技機につい ては、それぞれ 第八号ハに定め る額から八千円 を減じた額）を 加算した額	その他の 営業	二万五千元に、 二千八百円（特 定未認定遊技機 がある場合に あつては、五千六 百円に当該特定 未認定遊技機が 属する型式の数 を二千四百円に
	営業		第八條に規 定する営業	未認定遊技機 がある場合	む営業	限つて營 業			

		俗営業 の許可 を受け ようと する者	に関する法律 施行令（昭 和五十九年 政令第三百 十九号。以 下「政令」 という。）	認定を受けた 遊技機以外の 遊技機（以下 「未認定遊技 機」という。	（がない場合	三月以 内の期 間を限 つて營 業	二万五千元に、 二千八百円（法 第二十条第四項 の規定による遊 技機の型式の検 定を受けた型式 に属する未認定 遊技機以外の未 認定遊技機（以 下「特定未認定 遊技機」という ）がある場合 にあつては、五 千六百円に当該 特定未認定遊技 機が属する型式 の数を二千四百 円に乗じて得た 額を加算した額 ）を加算した額 に、未認定遊技 機一台ごとに四 十円（特定未認 定遊技機につい ては、それぞれ 第八号ハに定め る額から八千円 を減じた額）を 加算した額	その他 の営業	二万五千元に、 二千八百円（特 定未認定遊技機 がある場合に あつては、五千六 百円に当該特定 未認定遊技機が 属する型式の数 を二千四百円に
	その他 の営業		第七條に規 定する営業	未認定遊技機 がある場合	む営業	間を限 つて營 業			





<p>十九法 第三十 一条の 二十三 におい て準用 する法 第七條 第一項 、第七 條の二 第一項 又は第 七條の 三第一 項の規 定によ る特定 遊興飲 食店營 業者の 地位の 承継の 承認を 受けよ うとす る者</p>	<p>特定遊 興飲食 店營業 者地位 承継承 認申請 手数料</p>	<p>相續人</p>	<p>八千六百円（同 時に二以上の特 定遊興飲食店營 業について地位 の承継の承認を 受けようとする 場合にあっては 、一の承継につ いては八千六百 円、他の承継に ついてはそれぞ れ三千八百円と する。）</p>
<p>七條の 三第一 項の規 定によ る特定 遊興飲 食店營 業者の 地位の 承継の 承認を 受けよ うとす る者</p>		<p>法人 合併による場合</p>	<p>一万千円（同時 に二以上の特定 遊興飲食店營業 について地位の 承継の承認を受 けようとする場 合にあっては、 一の承継につい ては一万千円、 他の承継につい てはそれぞれ三 千三百円とする 。）</p>
		<p>分割による場合</p>	<p>一万千円（同時 に二以上の特定 遊興飲食店營業 について地位の</p>



<p>承継の承認を受けようとする場合にあっては、一の承継については一万千円、他の承継についてはそれぞれ三千三百円とする。</p>	<p>九千九百円</p>	<p>特定遊 興飲食 店営業 営業所 変更承 認申請 手数料</p>	<p>二十法 第三十 興飲食 一条の 店営業 二十三 営業所 におい 変更承 て準用 認申請 する法 手数料</p>	<p>する者 よ を受け の承認 の変更 は設備 構造又 業所の 者の営 店営業 興飲食 特定遊 による の規定 第一項 第九條 第九條 す て準用 におい 変更承 認申請 する法 手数料</p>	<p>特定遊 興飲食 店営業 許可証 書換え 手数料</p>	<p>二十一 法第三 興飲食 十一條 店営業 の二十 許可証 三にお 書換え いて準 手数料</p>	<p>る特定 定によ 項の規 条第四 法第九 用する</p>

遊興飲 食店營 業の許 可証の 書換え を受け ようと する者	二十二 法第三 十一條 の二十 三にお いて準 用する 法第十 條の二 第一項 の規定 による 特例特 定遊興 飲食店 營業者 の認定 の認定 を受け ようと する者	特例特 定遊興 飲食店 營業者 認定申 請手数 料		一万三千円（同 時に二以上の特 定遊興飲食店營 業について特例 特定遊興飲食店 營業者の認定を 受けようとする 場合にあつては 、一の特定遊興 飲食店營業につ いては一万三千 円、他の特定遊 興飲食店營業に ついてはそれぞ れ一万円とする 。）
營業者 飲食店 定遊興 特例特 の規定 による 第五項 條の二 法第十 用する いて準 三にお の二十 十一條 法第三 二十三	特例特 定遊興 飲食店 營業者 認定証 再交付 手数料		千 百 円	

<p>の認定 証の再 交付を 受けよ うとす る者</p>		
<p>二十四 法第三 十一条 の二十 三にお いて準 用する 法第二 十四条 第六項 の規定 による 特定遊 興飲食 店営業 の営業 所に管 理者に 対する 講習を 受けよ うとす る者</p>	<p>特定遊 興飲食 店営業 営業所 管理者 講習受 講習受 料</p>	<p>講習一時間につ き 六百五十円</p>

備考

- 一 法第三条第一項の規定による風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の同項の規定による風俗営業の許可を受けようとする場合における当該他の同項の規定による風俗営業の許可に係る風俗営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第一号に定める額から八千六百円を減じた額とする。
- 二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき法第三条第一項の規定による風俗営業の許可を受けようとする場合における風俗営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第一号に定める額に六千八百円を加算した額とする。

三 法第二十条第二項の規定による遊技機の認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の規定による認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定手数料の額は、表の第8号の規定にかかわらず、同号イの場合にあっては零円とし、同号ロの場合にあっては四十円とし、同号ハの場合にあってはそれぞれ同ハに定める額から八千円を減じた額とする。

備考

- 一 法第三条第一項の規定による風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の同項の規定による風俗営業の許可を受けようとする場合における当該他の同項の規定による風俗営業の許可に係る風俗営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第一号に定める額から八千六百円を減じた額とする。
- 二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき法第三条第一項の規定による風俗営業の許可を受けようとする場合における風俗営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第一号に定める額に六千八百円を加算した額とする。

三 法第二十条第二項の規定による遊技機の認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の規定による認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定手数料の額は、表の第8号の規定にかかわらず、同号イの場合にあっては零円とし、同号ロの場合にあっては四十円とし、同号ハの場合にあってはそれぞれ同ハに定める額から八千円を減じた額とする。

四 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機試験手数料の額は、それぞれ表の第十号に定める額から一万四千三百円を減じた額とする。

五 法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額から八千円を減じた額とする。

六 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額に六千八百円を加算した額とする。

四 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機試験手数料の額は、それぞれ表の第十号に定める額から一万四千三百円を減じた額とする。

五 新法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額から八千円を減じた額とする。